

1994年 度

駿 台 史 學 會 大 會

研究 発 表 要 旨

1994年12月10日

駿 台 史 學 會

於 明治大学大学院南講堂

研究発表

プログラム

自由論題	(9:30 ~ 12:00)	大学院南講堂
全幹事会	(12:00 ~ 13:00)	大学院第1会議室
趣旨説明	(13:00 ~ 13:10)	大学院南講堂
共通論題	(13:10 ~ 15:10)	"
休憩	(15:10 ~ 15:20)	
コメント	(15:20 ~ 16:00)	
質疑応答	(16:00 ~ 17:30)	
総会	(17:30 ~ 18:30)	"
懇親会	(18:30 ~ 20:30)	大学院第1会議室

自由論題

- 伊勢神三郡の支配構造 鎌倉 佐保
——平安朝を中心に——
高麗の翼軍と明の対高麗外交 原田 一良
戦後航空政策をめぐる米英対立 高田 馨里
古墳時代居館跡研究の現状と課題 三室戸 元光
作業工具の流通と産地構造 大澤 勝文
——三条金物卸売業者と作業工具メーカーとの取引関係を中心に——

共通論題

- 東アジア世界における中心と周辺
古代東アジア世界における中心と周辺 堀 敏一
漢代併行期の西日本と朝鮮半島 石川 日出志
朝鮮からみた中国 寺内 威太郎
——高麗と李朝の場合——

伊勢神三郡の支配構造

—平安期を中心に—

鎌倉佐保

(明治大学大学院日本史専修博士後期課程)

律令体制下において度合・多気二郡は伊勢神宮の神郡として重要な経済基盤となっていた。律令に神郡の規定は見られないが、神祇令神戸条によれば、神戸の調庸及び田租は神宮造営及び供神の調度に充てることになっていた。寛平9年(897)にはこの二郡に加えて飯野郡が永代寄進され、神三郡が形成される(『類聚三代格』寛平9年9月11日太政官符)。これ以後も漸次神郡寄進が行われ、12世紀までに伊勢国内全十三郡中八郡が神郡となる。弘仁8年(817)12月25日太政官符および同12年8月22日太政官府によって、度合・多気二神郡に対して、それまで国司の行っていた神郡雜務(神社修理・溝池修理・駅家修理・桑漆催殖・正倉官舎修理・百姓訴訟の裁決)と神郡・神戸の田租の検納が大神宮司(宮司庁)に預けられたが(『類聚三代格』)，その後に寄進された神郡についても同様に宮司庁がこの権限をもったと考えられている。

中世伊勢神宮領の形成を論じた棚橋光男氏は、この宮司に付与された権限を「一般的な国衙行政権と同質の支配権」とし、神郡支配権の性格について「伊勢神宮(祭主・宮司庁)そのものが、これらの領域について国衙行政権を吸収し自己の権力のもとに再編し、広範な行政権としてたちあらわれていた」とした。そしてほぼ11世紀中・後期に「祭主・宮司庁の全一的支配体制が解体」し、「禰宜・權禰宜層の主導による中世的所領、中世的給田・祭祀料田」が形成されると論じている(「中世伊勢神宮領の形成とその特質」『日本史研究』155, 156号, 1975年。のち『中世成立期の法と国家』に所収)。棚橋氏が、神郡を中世神宮領全体のなかで重要な経済基盤の一つとして位置付けたこと、また「一般的な莊園・国衙領を念頭において」神宮領を捉えようとした点は重要であるが、転換期とする11世紀の分析はあまり行われていない。以下その問題点を指摘し、分析の手がかりとしたい。

第1に、「国衙行政権と同質の支配権」とされた権限の内容についてである。この点については報告者もかつて同様に捉えていたが(「中世伊勢神宮領の支配構造についての試論」『内乱史研究』13号, 1992年)，その具体的な内容については未検討であった。平安期の国衙行政に関する研究は、坂本賞三氏によって「王朝国家体制論」が提唱されて以来大きく進展し、国衙

支配の実像も次第に明らかにされつつある。これらの研究を踏まえて、神郡に対する宮司庁の権限についても再検討する必要がある。報告では神郡内部の他寺領の領有認定手続きの点から、10世紀段階において宮司庁の有した権限が、国司の支配権を排除した「国衙行政権と同質の支配権」とは認められないことを指摘したい。

第2に、神宮の機構上の問題で、大中臣氏勢力として祭主・宮司庁が一体視されていること、また中世神宮領を祭主・宮司庁対禰宜・權禰宜層の抗争から禰宜庁の主導のもとに形成されると捉える点に関してである。11世紀、禰宜を中心とする禰宜庁が内宮・外宮に成立し、また伊勢・東海地方を中心として広範に御厨・御園が成立していくことに象徴されるように機構上にもまた経済的にも大きな変革があった。しかし一方で、この変革について祭主による職掌人集団の再編成と捉える見解もあるように(萩原龍夫「中世における伊勢神宮神職団」『東京学芸大学研究報告』3, 1953年、のち『伊勢信仰I』所収。西垣晴次「律令体制の解体と伊勢神宮」『史潮』56, 1955年)，祭主権力の増大も指摘されている。報告では「祭主公判」に注目し、11世紀半ば以降の祭主権力の性格について検討を加えたい。

さらに報告では、当該期の神三郡の在地支配について、その把握の仕方と実体を検証したいと考えている。

以上検討の素材として、主として神郡に所在した東寺領川合大国荘を取り上げる。大国荘は弘仁3年(812)桓武天皇女布施内親王所有の墾田の一部が東寺に勅施入された荘園で、川合荘は延暦22年(803)桓武天皇により夜燈日共毎年7月15日施盆料として寄進されたと東寺が主張する荘園である。神郡に存在した他寺領における相論を通じて、10~12世紀の神郡支配の実像に迫りたい。

M E M O

高麗の翼軍と明の対高麗外交

原田一良

(明治大学大学院東洋史専修博士後期課程)

翼軍は高麗末期（1351～1392年）の西北面（平安南北道）に出現した公的な軍隊であり、当時王都の中央軍が形骸化していた一方で軍制上重要な役割を果たした。

翼軍の部隊単位である軍翼の諸規定によれば、軍翼は二部隊が一対編成にならなければ戦闘組織として機能しなかった。軍翼は従来の見解のように軍民一致の原則による部隊なのではなく、諸階層の中から武才のある者だけを軍卒に選抜した精銳部隊であった。各軍卒は軍籍において、在地有力者や自作農出身ならば軍人として、地方郷吏や公私奴といった特定の職役負担者ならば烟戸軍として登録された。軍卒は平時に軍官に酷使されることのない静養を保障され、戦時の奮起を期待された。軍官は在地有力者の中で武才以外に清廉な資質をも具有する者が選ばれ、軍功により授与された品階に対応して千戸・百戸・統主の地位に就任し、各々1000名、100名、10名の軍卒を統率した。軍官はその権限を厳しく制限され、その徵兵権は認められず、その統率権は軍事演習や戦時に二部隊が一対編成になり、中央派遣の元帥の指揮下ではじめて許された。

西北面の翼軍は高麗の北方防衛体制整備の所産である。恭愍王5（1356）年に高麗領内から元の勢力を駆逐した反元運動により、北辺ではそれまで必要であった自前の軍隊を組織化しなければならなくなった。その際、翼軍の軍卒を輩出することになる諸階層が西北面に集められ軍官が徵兵権とは無縁の統率者として位置付けられた。ただし、この時点では防御拠点にできる限り多数の戍卒を常駐させることが優先されたため、徵兵対象に丁口の強弱の区別はなく、戍卒は平時にも軍官に統率されて輪番で警戒活動にあたった。このような体制は同7（1358）年の軍民万戸府の設置時にも継続され、翼軍は未だ成立していなかった。しかし、翌年から始まる紅巾賊が西北面を蹂躪して王都開京を陥落させるに及び、同11（1362）年には西北面における戍卒の質が問題視され、外敵防御のために強壯な者を選抜することが提案された。同年には戍卒を平時の警戒活動から解放する措置もとられており、紅巾賊の再侵入が予想される切迫した状況を加味すれば、西北面の翼軍は同年に成立したものと推定される。

西北面の翼軍は遼東地方と密接な関わりがあった。元末の混乱期にあたる恭愍王8（1359）年に遼陽・瀋陽地域から高麗領内に流入した軍民は四万余戸に及ぶともいわれるが、高麗は彼

らを西北面に居住させたことから、翼軍の成員の中にも彼らが相当数含まれていたと考えられる。西北面の翼軍の顕著な活動は、同19（1370）年に反高麗勢力を討伐する名目で起こされた東寧府征伐の際に見られる。翼軍はその中核として鴨綠江以西に進撃し、実力を行使して一時は遼陽城を攻略した。また遼河以東の軍民に対しては、翼軍の軍事力で威嚇しながら高麗への帰順を督促した。このように、翼軍は北辺の守備にとどまらず、国家をあげての遠征活動に参与する国軍の役割をも果たしたと言える。

新興国家の明は、高麗において1374年に王統を引かない辛禡王が即位したのを機に、高麗に対して強硬姿勢に転じた。その主な要求内容は、馬匹、高麗への流入民の刷還、そして鐵嶺以北の領土の割譲にまで及んだ。馬匹は高麗に対して多大に負荷された歳貢の品目中に組み込まれ、高麗が歳貢を完了して以後には明から馬匹和売の提案が出された。この背景には明における慢性的な軍馬不足があるが、高麗にとって馬匹の流出は翼軍の軍馬数にも悪影響を及ぼしたであろう。また、流入民の刷還要求は翼軍の成員の喪失につながり、西北面を含む鐵嶺以北の要求は翼軍の地盤を奪われることにつながる。明の対高麗強硬外交が発端となって、高麗は結果的に李成桂の威化島回軍を経て滅亡への道を進むことになった。

M E M O

戦後航空政策をめぐる米英対立

高田馨里

(明治大学大学院西洋史専修博士後期課程)

本報告の目的は、第二次世界大戦を通じて構築された航空網の戦後商業利用を巡るアメリカ合衆国とイギリスの利害対立の原因を分析することによって、航空政策に内在するアメリカの戦後平和構想の一侧面を明らかにすることである。具体的にはアメリカの戦後商業航空政策「空の自由 (Freedom of the Air)」が、戦後の自由主義経済体制の構築や集団安全保障体制の確立などといかに関連していたのかを考察する。まず、戦時中の対英支援活動による航空網の発展過程を示し、それによって引き起こされた米英の利害対立を考察する。次に戦後の航空問題を巡る合衆国内の議論を取り上げ、アメリカの経済・軍事に関する航空構想を明らかにしたい。

1941年3月、アメリカ合衆国議会は「武器貸与法 (Lend-Lease)」を可決した。武器貸与法は、大統領が合衆国の防衛に必須であるとみなすあらゆる諸国に武器を貸与することによって参戦することなく国防強化を図るために考案された。この法案の可決後、合衆国は「大西洋における戦い」に暫時介入を深めて行く一方で、イギリス本土をはじめ、アフリカや中東の戦線へ民間航空ルートを利用して「航空機本体」の空輸を開始する。参戦以前は民間航空会社によって、参戦後は陸軍が設置した航空輸送司令部 (Air Transport Command : ATC) のもとであらゆる軍民の航空輸送機関が航空機本体や人員、物資の輸送に従事した。参戦までに合衆国はそれまで物理的に困難であるか、もしくは商業航空権を得ていないために運航していなかった大西洋、アフリカ、中東を結ぶルートからアジアへの空輸活動を開始した。太平洋においては、フィリピンの防衛強化のため、または中国やオーストラリアなどの諸国へ航空機を供与するため、太平洋上の島々の基地を建設し、太平洋ルートを構築しつつあった。確かにこのルートは日米開戦によって遮断されていたが、武器貸与適用国への航路の開拓、基地建設、空輸活動は大戦を通じて遂行された。合衆国はこの空輸活動を通じて「戦後の商業利用の権利なく」世界を網羅する航空網の運航を可能にしたと同時に各国への軍事的アクセス手段を獲得したのである。

合衆国の航空網は、これまでイギリスが帝国領土を結ぶため、もしくは支配体制を強化するために用いていたイギリス帝国ルートを重複するものであった。イギリス政府は、アメリカに

よる戦後航空商業の独占体制を懸念して1942年初頭から合衆国に「現在運航されているルートの戦後商業利用については、戦後両国によって協議されるもの」と提案していた。また帝国ルートへのアメリカの民間航空会社の浸透を危惧したイギリス政府の申出によって1942年7月、あらゆる空輸活動を「軍事活動」と規定し戦後の商業使用権はないものとする米英軍事協定が合意に達した。これは実際には帝国ルートの保全をはかるイギリス政府がアメリカの民間航空会社の排除を企図したものであった。さらにイギリス政府は英連邦諸国との協調体制の強化によって合衆国との対抗姿勢を強めたのであった。

一方、合衆国政府や議会も、イギリスの動向に触発されて戦後航空政策の策定に乗り出した。1943年初頭、合衆国内においても「戦後の商業航空権」なく運航している現状に対して疑問が投げ掛けられ、「武器貸与の償還として合衆国が建設した世界中の基地を獲得するか、もしくはその戦後の利用権を獲得すべし」という議論が展開された。基地獲得という主張は侵略的であると見なされたため、議会は「戦後世界への積極的関与の手段」として空港使用権の即時獲得を求めた。この主張は従来の航空協定に挑戦する以上に合衆国的一方的な要求と見なされ、他国、とくにイギリスに拒絶される恐れがあった。それゆえ、アメリカ政府は多国間協定による「空の自由」すなわち「世界の空の平和的利用と機会均等に基づく戦後航空商業の制限なき自由化」を目指し1944年11月のシカゴ国際航空会議に臨んだ。軍事航空ルートの民需への転換を図ることを目指したこの会議は、イギリスとアメリカの直接対決の場となり、結局、民間航空問題は戦後に持ち越された。

結論として、「空の自由」は、経済的には帝国領土で排他的な航空活動を行っていたヨーロッパ植民地帝国の「空の門戸開放」、実際にはイギリスなどの帝国解体による自由主義経済体制のもとでアメリカの民間航空会社の販路の獲得を意図したものであった。同時に、これは軍事利用されていた航空網およびアメリカの空輸活動の民需への平和的転換を目指したものである。しかし圧倒的な競争力を持った国家による自由化の主張は、アメリカの戦後航空商業の支配的立場を生み出すものであり、航空機の供与や技術協力を通じて航空商業における他のアメリカへの依存を余儀無くした。一方、軍事的には、大戦を通じて世界最強の航空力を持つに至った合衆国が戦後平和秩序維持のための「積極的関与の手段」すなわち他国領土の基地（空港）の使用権の確保を目指すものであった。シカゴ会議で「空の自由」政策は拒絶されたが、その後、ATCは暫定的な基地使用権を獲得し、それは後に民間航空会社に引き継がれるか軍事協定に組み込まれた。航空技術と航空網の発展によってアメリカは、伝統的な勢力圏である西半球を起えて海外に空軍基地を持つ必要を認識し、他国の中立を維持する前提を生み出したのである。

古墳時代居館跡研究の現状と課題

三 室 戸 元 光

(明治大学大学院考古学専修博士前期課程)

用語としての「豪族居館」は、元来日本の中世武士階層の防御機能を備えた居住施設として使用された遺構であるが、古墳時代においても類似した遺跡・遺構が認められ、その様相に適合する語句が見当たらなかったために、「豪族居館」なる語句を用い始めたのであり、中世豪族居館と直接的な系譜が認められるわけではない。従って、古墳時代の首長が支配の拠点としたであろう特殊な遺構について、「豪族居館」と呼称するのである。

豪族居館を調査した事例は比較的早い段階から存在する。すなわち福岡県比恵遺跡(1956)、熊本県西岡台遺跡(1974)、宮城県山前遺跡・岡山県谷尻遺跡・大阪府大園遺跡(以上1975)、奈良県布留遺跡、群馬県本宿郷土遺跡(以上1978)などで、方形環濠や柵列に囲まれた建物群などが確認されていた。しかし、いずれも部分的な範囲の調査が多く、それを豪族居館として注目するには至らなかった。

一方、集落研究が和島誠一・金井塚良一両氏によって定説化された(1966)段階では、単位集団内部の階層分化が有力な戸の出現をもたらしたと考えられたが、そうした有力者が造営した拠点的施設については未解明のままであった。こうした集落研究の中で、西日本の掘立柱建物集落を対象とした広瀬和雄・小笠原好彦両氏の研究は注目に値する。すなわち、一般集落とは隔離的に出現する特殊な構造の住居や建物(倉庫を含む)は、有力な単位集団(共同体)が自らの優位性や権威を視覚的に示すための施設であると指摘し、以後の豪族居館研究でも基本的な考え方となったと思われる。

こうした抽象的な研究から具体的な研究に転換したのは、1981年の群馬県三ツ寺I遺跡の調査によるところが大きい。この結果、全国から類例が多数収集され、分析が開始されたことで遺跡・遺構に則した豪族居館研究が開始されたといつても過言ではない。

一方では従来の家形埴輪の配列に関する再検討も行われ、実際の遺跡・遺構との相違点が指摘されるとともに、建物による空間の使い分けが存在する豪族居館は、政治的経済的職務の増大を示しているという指摘も見られた。

以後、豪族居館の事例の類型化及びその分析が進展すると共に豪族居館の成立過程や成立要因などについて活発な議論が行われた。特に、各種雑誌やシンポジウムで多様な見解が提出さ

れることとなった。その結果、豪族居館はプレ官衙的な政治・経済・祭祀の各方面で中心的機能を果たしているという指摘が大勢を占めるようになった。特に祭祀機能については、文献史料から祭祀の実態を復元しようとしたり、複郭構造の豪族居館における祭祀の場と生活の場の分割、祭祀の場における農耕祭祀・地域王權祭祀の執行を指摘する意見もみられたが、特定の祭祀の執行を指摘するには資料が充分ではないと思われる。

また一部ではあるが、方形单郭を基調とする豪族居館ではないが、一般集落とは異なる特殊な建物群や工房跡の存在、特殊な祭祀遺構・遺物の存在から、最も下層に位置する、典型的な豪族居館を築かない首長の存在を指摘する意見も見られる。加えて梅沢重昭氏や能登健・坂口一両氏による地域的な視点からの豪族居館の成立と展開を論じたものがみられ、豪族居館を個別の遺跡としてではなく、周辺地域の動態の中で捉えようとする動きは大いに傾聴すべきものであると言える。

こうした豪族居館研究は、豪族居館がその地域を支配した首長の拠点的施設である、という理解では一致しており、豪族居館成立の過程やその性格・機能について検討することが、豪族居館研究の当面の目標と言えよう。このため豪族居館の類型化や内部構造の解釈が様々に行われ、論じられてきたが、現在では首長の支配地域の政治的意図の下で構築された首長の専住空間であり、それに手工業生産や地域祭祀執行の機能を一部豪族居館が導入するようになったと考えられるようになった。一方では豪族居館の概念を拡大解釈して弥生時代から平安時代まで豪族居館の存在を認定する動きも見られるようになった。

しかし、こうした豪族居館研究の在り方で最も欠落している部分を考えるならば、それは各地域の集落との関わりについてであると思われる。すなわち、豪族居館が首長の支配拠点であるが故に古墳との結びつきを先行的に指摘し、中央政権や他の首長との相互関係を遺構中心に比較検討したため(これには確認された遺跡例の収集という目的もある)、豪族居館が立地する地域において、豪族居館の成立・展開の過程、豪族居館を造営した首長による地域支配の在り方を論じることは、まだ困難が伴ったのである。

今回特に私が問題点としたのは、一つには土器の流通的側面にみられる集落との関係についてである。既に一部研究者によって土師器の流通的側面について研究が始まっているが、ここでは特に豪族居館と関係が深いと思われる須恵器の動態上の問題点である。現状では関東地方での須恵器生産は5世紀後半には一部地域で開始されたと言われている。しかし、生産施設が確認されていないため、また古墳副葬の須恵器に比較して集落出土の須恵器は、極めて限定的な数量に止まることから、単発的かつ限定期的な生産が行われていたのは言うまでもない。従つ

て土師器のような広域的な生産体制や流通経路が確立していないことが理解できる。すなわち須恵器生産は各地域の首長の傘下において行われる特殊な生産物であったと言える。従って、須恵器の流通は首長相互の政治的関係や首長と集落との支配被支配の関係を示しうることも考えられる。特にその形態的特徴や技法的因素がそうした傾向として把握できるならば、その首長の拠点となる豪族居館は、首長が政治的意図に基づく施設であるとともに、物質の搬入・搬出経路の一翼を担っている可能性が指摘できることにもなると考えている。

このような須恵器等の土器を媒介とした豪族居館の研究はほとんど見られないのが現状である。しかし、既に全国に多数の豪族居館の類例が存在しながら、その情報量に対して調査範囲や出土資料などの質が制約をもつために、遺跡相互の比較検討では充分に豪族居館の性格や機能を把握することを難しくしていると思われる。すなわち、これから研究課題として必要なのは、1つには検討の対象を豪族居館自体から豪族居館を含む広域的な地域に移すこと、その上でやや小規模な地域単位に集落の動態を含めた豪族居館の成立と展開を捉えること、2つには豪族居館内部の構造的研究に加えて、豪族居館出土の遺物を中心とした物資（土器、金属製品、石製模造品など）の動きを捉えること、3つには豪族居館成立時における各地域の祭祀の在り方、特に祭祀行為の変化とそれに伴う遺物の変化や動きを捉えること、4つにはこうした豪族居館が古墳時代において均質ではないことは既に理解されているが、そうした質的な変化（複郭構造化、金属製品の所有、祭祀の導入など）がいかに発生し、それがいわゆる律令期の官衙にどのように発展していくのかを捉えること（中央政権との関係を含めた豪族居館の展開過程）、などが指摘できるのではないかと思われる。こうしたいくつかの課題のうち、今回は主に第1点と第2点について考察を行い、豪族居館の地域的な問題点を再検討してみたい。

M E M O

作業工具の流通と产地構造

——三条金物卸売業者と作業工具メーカーとの取引関係を中心に——

大澤勝文

(明治大学大学院地理学専攻博士後期課程)

1. 問題の所在と対象：本発表は、作業工具の流通をとりあげ、販売先の経営から「地場産業」产地の生産構造をみていくことを目的としている。地理学における従来の「地場産業」研究は、各产地のメーカーのみが考察の対象となっており彼らと取引する販売先の動向については与件として扱われてきた。とはいっても、メーカーの経営の最も重要な部分は販売先への取引の確保と維持であり、生産局面は取引先の動向を反映せざるを得ない。产地の構造をより実態に即して捉えるには販売先との取引関係を分析視点として加える必要がある。近年ではこうした視点からの実証研究が、主に繊維産業を事例として積み上げられてきている。本発表ではこうした視点を継承・発展させるべく、販売先の経営動向そのものの分析に取り組み、その上で产地の生産構造および特徴をあとづけよう試みる。

事例としては新潟県三条地域の作業工具メーカー（以下三条メーカー）がもつ主要販売先の一つである金物卸売業者を対象とした。なお、実態調査は1993年7月から11月にかけておこなった。

2. 分析内容：わが国における作業工具の分布は、大阪・京都・奈良で構成される関西地域（製造品出荷額等全国比46.1%，1992年工業統計表品目編）と新潟県（同23.3%）に集中している。両产地はそれぞれ独自の流通チャネルを持っており、取引する卸売業者の違いによって生産構造が大きく異なる。

関西地域のメーカーの製品は、建築現場や自動車整備などに用いられる専用高級工具であり、「工場向け」工具の市場を掌握する機工卸売業者を販売先の中心においている。関西メーカーにおける経営の主眼は、専門家の使用に耐え得る品質の保持におかれており、工場内で一貫生産体制をしつけている。これに対して三条メーカーの製品が流通するのは「家庭向け」の仕向であり、関西メーカーの製品に比べて中・低級品が中心である。ここでは大工道具、家庭用刃物、電動工具、作業工具などを取り扱う金物卸売業者が各メーカーの製品を購入し、小売業者である金物小売店、D I Y店（いわゆるホームセンター）に販売する。

三条メーカーの経営はこの流通形態のもとで品質よりもコストの削減を第一としており、下

請業者を利用した「効率的」な生産構造を維持しているという特徴をもつ（拙稿「三条地域における作業工具工業の展開」『経済地理学年報』第39巻3号 1993 pp. 45～58）。この特徴は直接の販売先である金物卸売業者の経営動向に規定されている側面がとりわけ強い。

金物卸売業者の経営は、単価削減とそれにみあう販売量を常に確保することが重要となっている。「家庭向け」の仕向においては小売業者の発言権が圧倒的に強く、金物卸売業者はそれに対応していくことが経営存続の鍵となる。70年代以降、金物卸売業者は既存の金物小売店から、販売量のさばけるD I Y店との結びつきを強めてきた。ここでは金物卸売業者がメーカーの商品を直接D I Y店に供給しており、二次、三次卸は存在しない。ゆえに卸売業者間の受注競争も激しく、上層の金物卸売業者が主な取引を持っている。販売量は多いものの、D I Y店からは毎月2～3%ほどの恒常的なコストの削減や不定期の「協力金」の納入を半ば強制されおり、受注競争の激しさともあいまって金物卸売業者は単価的には厳しい取引条件のもとで経営をおこなっている。

こうした取引条件に加え、作業工具については他の取扱製品より収益性が劣るという特徴をもつ。作業工具の粗利益率は10～15%となっており、他の主要取扱品目である大工道具や刃物類が20～30%の粗利益率を確保しているのに比べて低いものとなっている。よって作業工具の取扱額は金物卸業者の取扱品目の中では高いものではない。とはいえ、取扱商品の豊富さは金物卸売業者が小売業者への販路を維持・拡大する上で重要であり、作業工具も品揃えの一環として取り扱わざるを得ない。

金物卸売業者の取扱品目において作業工具の位置づけが特別なものであることから、金物卸売業者と三条メーカーとの取引関係は他の取扱商品のメーカーとの関係にはない特徴が存在する。金物卸売業者は作業工具の収益性の低さに対応するべく、各三条メーカーの「代理店」となる戦略をとる。「代理店」となることで販売ノルマがメーカーより「課せられる」が、その達成の代償としてリベート（製品一個あたり3～5%ほどの割引）を受け取ることができ、粗利益率の低さを補填することが可能となる。この「代理店」となれる卸売業者は、三条メーカーによって「選別」される。このことから三条メーカーと卸売業者との関係は、前者が優位に立っている側面もある。

しかしながら、金物卸売業者はその資金力などを背景として様々な戦略をとり、「代理店」制度における三条メーカー側の利点を切り崩している。例えば、金物卸売業者のプライベートブランド製品を「代理店」契約先である三条メーカーへ発注したり、さらにコスト的に優位な海外（台湾、中国）メーカーとあわせてO E M委託することで、生産局面への介入および単価

の削減を要請する。また、支払いを手形決済にかえて現金で決済するなどの方法で、三条メーカーへの発言権を強めている。この結果、金物卸売業者は必ずしも販売ノルマの達成がなくともリベートを受け取っているのが実態である。つまり三条メーカー側からみた「代理店」制度の意義は失われてきている。金物卸売業者の販売ともあわせて鑑みれば、小売業者から受ける負担を、仕入先である三条メーカーに様々な戦略を用いて転嫁しているともみてとれる。

一方、三条メーカー側は円高による輸出の不振から慢性的な生産量の過剰という問題を抱えており、経営を存続させていくにはこうした厳しい取引条件をのまざるを得ない。その結果、三条メーカーひいては産地の生産構造は、取引条件への対応としてコストの削減を経営の主眼におかざるを得ず、生産品種の「単一化」や下請業者との垂直的な分業の維持を強いられている。

M E M O

古代東アジア世界における中心と周辺

堀 敏一

(明治大学文学部教授・東洋史)

近代以前の歴史的諸世界は、いずれも世界帝国の産物である。ランケは、「いっさいの古代史は、一つの湖に注ぐ流れとなってローマ帝国の歴史のなかに注ぎ、(ヨーロッパの)新しい時代の全体は、ローマ史のなかから再び流れ出る」と述べている。世界帝国の大部分は、世界各地の古代文明の中心地から起こって、諸地域・諸民族の統合を通して、その文明を周囲に伝える役割を果たした。同時に、諸民族の勃興をうながして崩壊していく。ここに諸世界における中心と周辺の関係が生まれる。もちろん中心文明の攝取には周辺諸民族の独自性があり、ローマ帝国の崩壊後には、ランケ流にいえばローマ風・ゲルマン風な世界と文化が生まれる。

さて東アジアにおいては、その中心はまさに「中国」「中華」であり、周辺諸民族を戎狄蛮夷として自己と区別した。このような差別意識は、文明世界のいざこにおいても見られるのであるが、中国の場合独特なのは、周辺諸民族を文明の恩恵に浴せしめて、中国の君主の支配が天下に無限に及ぶという、いわゆる中華・天下の觀念を生み出したことである。これは中国では早くから世界国家的な觀念が生まれたことを意味する。したがって中国の君主権は、この世界国家の主として、天下を治める天子として、諸民族の従属を不可欠の条件として本来成り立っている。これが中心にとって周辺が必要な主たる理由である。この世界国家の下では、国際関係は周辺の中心への朝貢という形式をとるが、古代の場合そこには朝貢品の収奪というような経済的意義はほとんどない。

もちろんそのような世界国家的な觀念と中国天子の権威は、現実には中国の国家が漢民族を統一し、さらにその支配を周辺諸民族に及ぼしていく過程で生まれたのである。かくして生まれた秦漢帝国が東アジアにおける第一次の世界帝国であるが、秦漢の時代には匈奴等を除いて、東アジアの多くの諸民族はまだ未開・野蛮の段階にあった。秦漢の影響をうけてそれら諸民族の文明化と国家の形成が進むと、漢帝国は崩壊して魏晋南北朝の分裂時代がくる。その間に発展した周辺諸民族の国家を、中国を中心としてもう一度統合したのが隋唐の世界帝国である。この帝国はローマのように諸民族社会を破壊することが少く、諸国家を衛星国として附属・朝貢させたが、東アジアのその後の諸時代はやはり隋唐帝国のなかから出たのである。

魏晋南北朝から隋唐にかけて、周辺諸国家が中国に朝貢していく関係をみると、中心が周辺

を必要としたばかりでなく、周辺諸国家の側に中国に結びつかなければならない事情があることがはっきりする。その主たる事情は諸民族が国家のモデルを中国に求めなければならなかつたことである。国家統治のための律令、イデオロギーとしての中華思想や仏教、それにともなって諸文化が周辺に流入することになる。もう一つの事情は、諸国家間の国際的秩序を中国を中心として形成しなければならないという要求があったことである。この秩序は中国の側が一方的におしつけたのではなく、周辺諸国家の側もそれを必要としたのである。第一の国家形成のモデルは、主として農業国家の日本や朝鮮が必要としたものであるが、第二の国際的秩序は、北方の遊牧国家にとっても必要なものであった。

中国にとって朝貢の経済的意義がないことは上述のとおりであるが、周辺の朝貢国にとっては先進中国の物資を獲得するという利益があった。周辺が中心に結びつく第三の事情である。中国側は朝貢品に対して一定の基準で回賜をし、さらにそれに付随して制限つきの貿易を許した。この貿易の部分が拡大して重要な意義をもつようになるのは、唐代の中頃以後、ムスリム商人の来航や新羅人の東方海上の貿易が盛んになってからである。中国経済の発展とともに、中国商船も日本からインドにいたる海域で活動する。古代の国家間の関係に代って、民間人同志の経済活動が重要になるのである。

M E M O

漢代併行期の西日本と朝鮮半島

石川　日出志

(明治大学文学部助教授・考古学)

弥生時代及び同時代の日本列島は、地域ごとに実に変化に富んでいる。これら地域ごとの特色は、各々存続の伝統と外部との接触とに違いがあり、その結果形成されたものであろう。今回の報告では、弥生時代を論じる際に常に問題となる北部九州と近畿（瀬戸内東部）とを取り上げ、主に青銅器をとおして朝鮮半島及び中国中原との関係の異同について述べたい。

I. 朝鮮半島系青銅器の受容と改変（前期末～中期前半）

銅鐸や銅劍・銅矛・銅戈といった弥生時代を代表する青銅器群は、朝鮮半島青銅器文化の諸段階の中でも西暦前3～2世紀頃の青銅器文化の影響下に出現した。朝鮮半島製の青銅器自体が舶載されるだけでなく、直ちに鋳造が開始されたことが近年明らかになった。しかし、これら朝鮮半島系青銅器の扱い方は、北部九州と近畿ではずいぶんと様子が異なる。

北部九州では弥生時代前期末～中期前半に銅劍・銅矛・銅戈・小銅鐸・多鈕細文鏡・鉢が出現する。銅劍・銅矛・銅戈は朝鮮半島の型式である細形であり、従来は舶載品と考えられてきたが、北部九州で細形型式に属する鋳型が相次いで検出され、九州で製作されたものを含むことが判明した。小銅鐸・多鈕細文鏡・鉢は舶載品であるが、小銅鐸は北部九州製品を含む可能性が高い。これら青銅器の成立母体となった段階の朝鮮半島青銅器文化の青銅器セットと比べると、鈴付竿頭・双頭鈴・八珠鈴・防牌形銅器・劍把形銅器といった装飾に富む特異な形態の青銅器が欠落しているが、これは実のところ朝鮮半島でこれら青銅器が急速に衰退する段階にあたる点から説明することが可能である。すなわち朝鮮半島おそらくは武威を伴うシャマンの装具一式であった青銅器が北部九州で再現されることになる。これら青銅器が墓地の副葬品とされる点も半島側と共通する。

一方、瀬戸内東部もしくは近畿では朝鮮半島系の青銅武器類は稀薄で、大形の多鈕細文鏡2点が出土しているのが注意される程度である。しかし、朝鮮式小銅鐸を祖型とする銅鐸が生まれ、近畿を代表する青銅器として弥生時代を通じて製作される。朝鮮半島の青銅器セットが崩れただけでなく、新たな青銅器が創出されたといってよからう。最近、北部九州独自の型式である中細形銅劍が中期前半でもかなり早い段階に成立していることが判明したが、それでもなお朝鮮半島青銅器との懸隔は銅鐸の方が大きい。青銅器が個人の墓に副葬されることなく、お

もに集落外に埋納されるという扱いも九州とは異なる。朝鮮半島製品である多鈕細文鏡さえも埋納され、1例は銅鐸と共に伴しているのは象徴的である。

この九州と近畿との差異、つまり九州における朝鮮半島青銅器文化の導入もしくは再現・模倣と、近畿におけるその改変、という差異はいったいなぜ生じたのであろうか。

II. 中国中原系青銅器の受容（中期後半～後期前半）

前漢の武帝が西暦前108年に樂浪郡など四郡を設置するなど朝鮮半島に積極的に進出した頃から、弥生社会にも前漢系の青銅器がみられるようになり、また鉄器化が急速に進行する。そうした中国前漢代の中原系青銅器の受容状況も、九州と近畿では明瞭な違いをみせる。

北部九州では中期後半に前漢鏡の豊富な出土例がある。しかも「伊都國」地域にある前原市三雲遺跡南小路1号甕棺で大形鏡のみ31面以上、「奴國」地域にある春日市須玖岡本遺跡D地点甕棺で大形・小形合せて30面以内、飯塚市立岩10号甕棺で大形鏡のみ6面と、特定の被葬者に集中する現象がある。そして三雲・須玖でガラス壁、三雲で金銅製四葉座飾り金具が伴っており、このうち後者について町田章氏は、三雲被葬者=伊都国王の死に際して樂浪郡から下賜された木棺用葬具と推定している。北部九州の地域首長が樂浪郡に「献見」（前漢書）する関係が成立したことを確認できる続く後期始めにも、三雲遺跡に隣接する井原鎮溝遺跡で後漢初期の銅鏡21面以上が集中出土し、西暦57年に光武帝が奴國に下賜した印綬「漢委奴國王」印が志賀島で出土している。光武帝への朝貢が中期後半の延長線上にあることがわかる。

一方近畿ではこうした中原系舶載青銅器は著しく稀薄である。しかし銅鐸の鉛同位体比分析によると、銅鐸の鋳造数が増加する遅くとも中期中頃以後の銅鐸原料は中原産である。青銅器地金が大量に舶載され、近畿のシンボルとも言い得る青銅器を盛んに鋳造した状況は、前段階の朝鮮半島系青銅器の「改変」と一脈通ずるところがある。しかも九州では採用されることがなかった土製鋳型を用いた高度な鋳造法が中期後半に近畿に出現したことは注意すべきであろう。直接、間接かは別として、中国中原地域との交渉をもしながらも、中国正史には具体的に記されない近畿の弥生社会。これを九州との対比の中でどのように理解すべきであろうか。

このほか報告では、近年明らかとなりつつある朝鮮半島における弥生系文物の出土例と、それをめぐる日韓考古学者の見解のズレを紹介し、考古学的成果を解釈する際に近現代史の呪縛=考古学者の内なる「中心と周辺」という問題があることにも触れてみたい。

M E M O

朝鮮からみた中国

—高麗と李朝の場合—

寺内威太郎
(明治大学文学部助教授・東洋史)

東アジアにおいて中国は古代から政治・軍事・文化などあらゆる面で圧倒的な存在であったから、周辺諸地域は好むと好まざるとにかかわらず、中国とさまざまな関係を持たざるを得なかつた。一般に中国と周辺諸地域との関係は、中国を中心とする國際秩序いわゆる冊封体制と呼ばれる枠組みのなかで説明されることが多い。しかし、冊封体制論では中国側からの論理が強調され、ややもすると周辺諸地域の主体性や事情が見失われがちである。周辺諸地域にとって中心すなわち中国とはどのような存在であったのか、周辺の側からの視点も忘れてはならない。そこで本報告では、日本に比べ中国とより直接的な関係を持った朝鮮について、高麗と李朝の場合を例に検討してみたい。

高麗の前半期、大陸では宋・遼・金が抗争対峙し、後半期には元が中国を支配した。高麗はそれら諸王朝に臣従したが、特に前半期において中国諸王朝の冊封体制と対立し、かつそれを排除しようとする姿勢が認められる。たとえば遼の詔使を迎える儀礼において、高麗王は「西面」の面位に就き、本来臣礼の面位とされる「北面」の面位をとっておらず、これは宋の国信使を迎える場合も同様であった。さらに官民に国王の威徳を浸透させるという政治的色彩の強い固有の国家祭祀「八閥会」に、宋商人・女真人・耽羅(濟州島)人・日本人などの外国人が朝賀を目的に参加している点も注目される。八閥会に参列し朝賀する外国人は、高麗の德化を受ける「朝貢国」の使者として礼遇されていたと理解されるのである。これは高麗固有の「武散階」や「郷職」が女真の酋長や耽羅の王族に授与されていることからも裏付けられる。要するに、高麗を中心とする朝貢体制というべきものが形成されていたということができる。形式的にせよこうした自立的な外交姿勢が可能となった背景として、当時の中国大陆が南北分裂の状況で、高麗にとって国際環境が有利に作用したことがあげられる。逆に言えば、中国に強大な統一王朝が出現した場合には、冊封体制のなかに完全に組み込まれ、その自立的な外交姿勢も消滅する運命にあったということになる。事実、高麗が駒馬国として元に内属すると、八閥会に象徴される自立的国家姿勢も消滅したのである。しかし圧倒的に優勢な大国に隣接する小国が、その独立を維持してゆこうとすれば、強固な自立の意識を常に持ち続けていな

ければならず、高麗の自立的外交姿勢も中国が分裂状態に陥った時に、それが表面に現れたものと理解できるのである。

高麗の後半期から李朝末期まで、朝鮮は一貫して元・明・清に臣属した。このうち李朝と明および清との関係は、表面上は同じ宗属関係であっても、朱子学の受容と関連して、李朝の両国に対する意識には大きな違いが認められる。李朝は高麗における仏教に替えて朱子学を国家の指導理念とした。したがって理念上必然的に、また新王朝の正当性の保証を得るためにも、明に対して事大主義の立場をとった。自らの意志で明との宗属関係を選んだ訳であるが、その場合でも対明自尊の意識が認められ盲目的な事大でなかった点は注意しておかなければならぬ。しかし16世紀後半に朝鮮朱子学が大成され學問的に純粹化されると、理論的に事大それ自体を目的とする傾向が強まり、さらにこの頃から本格化した党争の過程で上記の傾向が助長された。党争の理論闘争では朱子学を教条主義的に解釈する側が勝利したから、事大意識の硬直化に拍車がかかったのである。同時に李朝の知識人は、朝鮮は明と同じ価値観を共有する文明国であるとする意識、すなわち大中華の明に対して小中華であるという意識を持つに至った。

一方この時期、国外では明が衰えて女真族のなかからヌルハチが勃興し、その勢力が朝鮮北境にまで及ぶという、従来の親明一辺倒の外交政策では対処できない状況が生まれつつあつた。時の国王光海君はこうした国際情勢を見通し、明とヌルハチ(後金)に対して中立的外交政策をとったが、尊明の大義に背反するものとして、政権の反対勢力によるクーデターを招いた。党争のなかで外交政策が政変を惹起したのである。新たに成立した仁祖政権が親明路線に転換したのは当然であったが、結果的に二度にわたり後金(清)の侵略を受け、1637年には清に降伏して臣従を余儀なくされたのである。

かつて朝鮮に朝貢していた夷狄(女真族)に屈したという意識に加え、1644年に明が滅び清が中国を支配するという事態は、李朝の知識人に衝撃を与えることになった。朱子学は金に臣礼をとる南宋で形成されたので、もともと強烈な華夷思想を内包している。同じ状況に置かれた李朝では、朱子学における華夷思想が強く意識され、明を李朝の父の國とし、清を君父を殺した野蛮国として徹底的に夷狄視する。この対中国認識は、大中華たる明が滅亡した後、清が支配する中国はもはや中華たりえず、朝鮮が唯一の中華文明の継承者であるとする意識を高揚させることになった。従来からの小中華意識がより一層強く唱えられるようになったのである。こうした華と夷の対立を強く意識し、朝鮮の周囲はすべて夷狄であるとする認識は、政治面における対外的な対決性・排他性を規定したほか、文化面においても、ただ一つの中華である李朝の文化より優れた文化など有り得ないとする意識を生み、結果的に外来文化の受容を拒

ませる要因の一つになつてゐたのである。

このほか、二度にわたる清の侵略のうえに成立した清と李朝との宗属関係および貿易関係の実態についても言及するつもりである。

— M E M O —